

# 民法Ⅲ定期試験問題（2019年度）

2020年1月24日

松岡 久和

以下の各問題には、2020年4月1日施行の改正民法が適用されるとして答えなさい。

## 【問題1】

次の5つの文章は正しいか。まず、正誤を○×で示しなさい。見解が対立する場合には、判例の趣旨にそって判定しなさい。次に、正しい場合には、その根拠を説明しなさい。誤っている場合には、その箇所を指摘して、誤っている理由を説明しなさい（各8点。合計40点）。

- 1 抵当権者は、抵当不動産が不法占有されて、競売を申し立てても売れる見込みが乏しい場合において、抵当権に基づく妨害排除請求権を行使することができるが、非占有担保権としての性質上、抵当不動産を自己に明け渡せと求めることはできない。
- 2 土地について1番抵当権が設定された時には土地と地上建物の所有者が異なっていたが、土地所有者が建物を買取った後で、土地について2番抵当権が設定された場合において、その後に2番抵当権が実行されたとき、法定地上権は成立する。
- 3 動産上の留置権と質権は、他人の物を占有することによって間接的に債務の弁済を強制する担保物権である点で共通している。
- 4 譲渡担保権者から処分権限を得て、債務者である譲渡担保権設定者が譲渡担保目的物を譲渡した場合、譲渡担保権者は、その譲渡代金債権に対して、物上代位権を行使することができる。
- 5 債権者と保証人は、保証債務につき、さらに保証人や物上保証人を立てることができる。これらの保証や物上保証は、主たる債務に対して付されるものではないから、主たる債務に無効または取消し事由があっても影響を受けない。

【問題 2】

次の事実 1～5 を読んで、以下の設問に答えなさい。

- 1 2020年11月25日、AはBの所有する甲土地（時価300万円）を駐車場として利用するために、翌月から月額1万円で期限を定めずに借りる契約を結び翌月分の賃料を支払ったが、費用をかけて賃借権の登記をするつもりはなかったため、登記名義には注意を払っていなかった。ところが、Bは、別件においてAとの対立が生じたため、2021年2月になっても甲をAに引き渡さないどころか、同月1日に、A B間の事情を知らない親戚のCに甲を期間3か月として目的を定めずにただで貸し与え、Cが甲に廃材を置き始めたため、Aが駐車場として甲を利用することは難しくなった。
- 2 その後、BはCとも仲違いし、2021年4月末になってもB C間の契約が更新されることはなかったが、Cは引き続き甲に廃材を置いていた。一方、Aは、他に適切な土地が見当たらないのでBとの賃貸借契約を維持したいと考えて、Bに賃料1万円を毎月提供してきたが、Bは受領を拒絶し、Aへの甲の引渡しも行わなかった。
- 3 2021年5月8日、A・B・Cは、別件を含めて三者間で和解契約を結び、AがBから甲を250万円で買い取ること、BがCに解決金10万円を支払うことと引換えに、Cは廃材を撤去して甲を直接Aに明け渡すことを合意した。この合意は、同月末までにすべて実現された。
- 4 2021年8月、Aは、甲に抵当権を設定して借入れをしようと思ったが、甲の登記名義がBの前主のDのままになっていたため、このままでは抵当権の設定登記ができない。そこで、AがDに事情を尋ねたところ、B D間の甲の贈与契約では、特約で移転登記に必要な費用をBが提供することになっていたところ、Bがその費用の提供をしないので、Dは移転登記に協力しないでいる、とのことであった。
- 5 2021年9月1日、Aは、Bに対して10万円の費用償還請求権を取得したと主張してBにその支払を求めたが、Bはそのような義務はないとして応じない。Bは、3の和解契約でAから得た代金を投資に回したが失敗して借金を抱え、Fに対する12万円の債権くらいしか財産を有しておらず、その債権を取り立てる気もない。Bは、息子宅で扶養されていて、年金収入月額8万円があるだけの状態にある。

設問 1 1の時点でAはCに対して甲の明渡しを求めることができるか（20点）。なお、2以下の事情は考慮してはいけない。

設問 2 2の時点でAはCに対して甲の明渡しを求めることができるか（10点）。設問 1で論じたことは繰り返す必要はない。なお、3以下の事情は考慮してはいけない。

設問 3 4の時点でAはDに対して何かを求めることができるか。これに対して、Dは何らかの主張をすることができるか（20点）。なお、5の事情は考慮してはいけない。

設問 4 5の時点でAはFに対して何かを求めることができるか（10点）。